

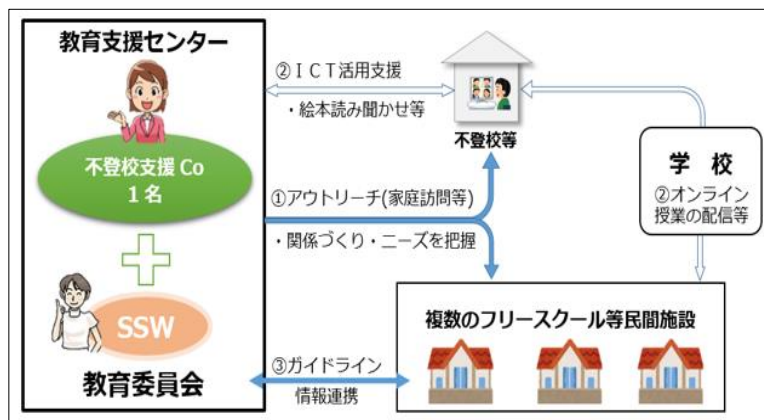
## 令和3年度不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業【取組概要】

## 【安曇野市】

【注】 Co: 不登校支援コーディネーター  
SSW: スクールソーシャルワーカー

## 1 多様な学びの支援の仕組みづくり（概要）

- ① 教育支援センターに配置したCoとSSWとが連携してアウトリーチ支援で家庭との関係を深め、不登校の子どもや保護者のニーズを把握。
- ② 一人一台端末等を活用して、子どものニーズに合わせた支援をコーディネート。
- ③ 教育委員会は、不登校の子どもが利用している地域の民間施設等と連携を図るためのガイドラインを作成し、定期的に情報を共有。



## 2 取組内容

## (1) CoとSSWとの協働によるアウトリーチ支援

- ・学校からSSWへ相談があったケースを精査し、SSWが事前に支援に関わった家庭にアウトリーチ支援を届けるなど、CoとSSWが主体となって事業を推進。
- ・Coが本人の状況や興味を踏まえた支援を行い、SSWも保護者が子どもをサポートできるように支えたことで、不登校の期間が長い児童生徒が他者との関わりや関心を持ち始めた。
- ・Coが、継続的かつ定期的に支援ができることで、児童生徒との信頼関係を構築がはかられ、「会うことができない状態から会える状態になった」「教育支援センターに行くことができない子が定期的に行けるようになった」等、次のステップへの成果を上げることができた。
- ・Coと学校とが連携して対応する事例が増加。教職員と一緒に家庭訪問したり、Coが活動支援し、教職員は定期訪問で関係構築する等、役割分担した支援が進んだ。

## (2) オンラインでの学習

- ・一人一台端末（chromebook）がコミュニケーションのツールとして、支援の幅を広げている。
- ・教育支援センターと家庭をオンラインで繋ぎ、リモート七夕会を配信。家庭にいる児童をCoがサポートし、教育支援センターのスタッフによる読み聞かせを実施。問いかけに意思表示カードを画面に映して返答できた。

## (3) フリースクール等民間施設との連携

- ・教育委員会は、不登校の子どもが利用している地域の民間施設等と連携を図るためのガイドラインを作成し、定期的に情報を共有。
- ・子どもの学びの状況を把握することができ、教育委員会、民間施設と学校による連携した支援が進んできている。

## 3 課題

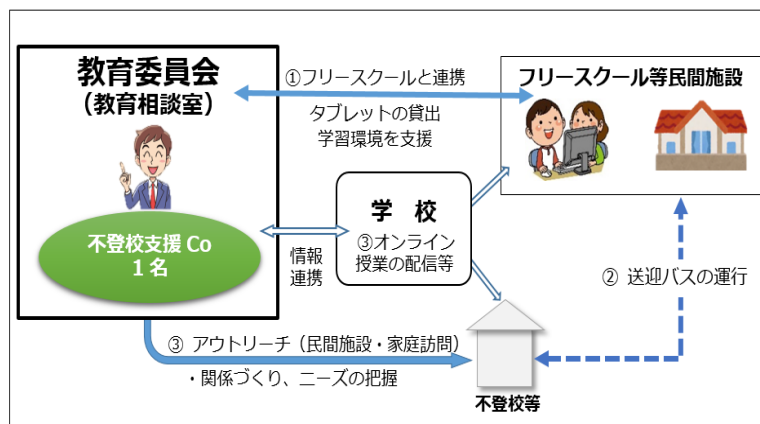
- ・支援を行うには、児童生徒との信頼関係の構築が不可欠であり、時間を要する。児童生徒の変化や支援の成果を求める場合、事業を長期的に行う必要がある。
- ・Coの支援として、直接支援（児童生徒への支援）と間接支援（民間施設等の資源開発）の役割分担に苦慮している。
- ・不登校児童生徒の移動手段が保護者送迎しかなく、児童生徒の意欲が高まっても移動手段の課題からタイミングを逃してしまうことがある。
- ・Coが過度な支援や関係構築をしてしまうと、児童生徒の気持ちが学校へ向かなくなることが心配される。学校との情報交換や個別の状況に合わせた支援が重要である。

## 【松川町】

【注】 Co: 不登校支援コーディネーター

## 1 多様な学びの支援の仕組みづくり（概要）

- ① 教育委員会が地域のフリースクールと連携し、タブレットの貸出など、利用する不登校の子どもたちの学習環境をサポート。
- ② 教育委員会がフリースクールを利用する不登校児童生徒の送迎サービスを実施。
- ③ 教育委員会（相談室）に配置した Co が、家庭やフリースクールを訪問して不登校の子どもたちの状況を把握し、ニーズに合った学びをコーディネート。



## 2 取組内容

## (1) フリースクール等民間施設との連携

- ・フリースクールスタッフ会議に Co が参加し、利用生徒について定期的に情報共有を進めた。
- ・学校から毎月報告される欠席状況とフリースクールの利用状況から、個々の児童生徒の現状をより詳しく把握できるようになった。
- ・不登校生徒にとって「エネルギーを充電する期間」「学校に行きたいがいけない期間」「学びの意欲が出てきた期間」に合わせた支援を実施できた。
- ・Co が、町の施設の借用手続きをすることで、教科学習以外の活動（体育館での運動）も可能になり、フリースクールでの活動の幅が広がっている。
- ・フリースクールまでの距離が遠い児童生徒や保護者の都合等で送迎が困難な児童生徒のために、町費の支援員を増員して送迎が可能となった。

## (2) 学習支援

- ・タブレット（学校用）を民間施設に貸し出し、施設を利用している生徒がアプリ等によりタブレットで学習を実施することができた。
- ・家庭訪問やフリースクールとの連携による学習支援を通して、個々の生徒の学習意欲や進路に対する意識が高まってきた。
- ・「学びのサポートアンケート」で児童生徒のニーズの把握を行い、生徒の学習意欲喚起に努めることができた。

## 3 課題

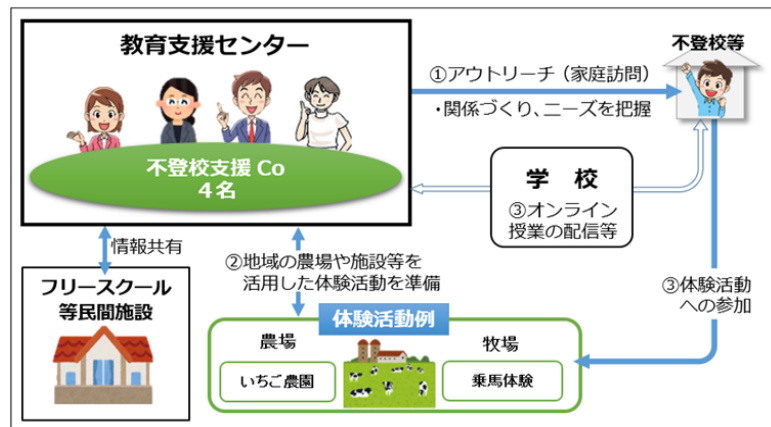
- ・Co が家庭訪問で保護者との面談は実施できても、児童生徒と直接話ができるようになるまでには、じっくり時間をかけて信頼関係を構築する必要がある。
- ・進路選択を控えた中学校3年生に対して、学習時間を確保するための支援について、本人との合意形成に時間がかかることがある。
- ・フリースクールでは、生徒用タブレットでの一方通行の学習に飽きてしまっていることもある。また、オンライン授業に対する希望を持っている生徒もあり、現在、授業の配信に向けて取り組んでいるところである。
- ・学校外での学びの「評価」に関して、学校との連携が必要である。

## 【小諸市】

【注】 Co:不登校支援コーディネーター

## 1 多様な学びの支援の仕組みづくり（概要）

- ① 教育支援センターに配置した複数のCoが、家庭訪問等により不登校の子どものニーズを把握。体験活動への参加も提案。
  - ② 教育委員会は、地域資源(農場・牧場・企業等)を活用した体験等の連携支援体制を構築。
  - ③ Coは、体験活動の様子を学校や家庭と共有。
- 教科等の学習のニーズには、教育支援センターでの個別学習支援や学校と連携したICT等活用した学びをコーディネート。



## 2 取組内容

## (1) 体験活動

- ・「その子にあった活動」を探し、センターの職員の中でできることを実施。
- 〔 買い物体験 乗馬クラブでのポニーの世話 パソコンの分解及び部品の付け替え  
陶芸教室 マキ割や夏野菜づくり 収穫野菜での料理 いちご農園でのボランティア活動 等 〕
- ・何を選択するかも含め、子どもたち自身が自己理解を進めていく上でも大切な活動となっている。

～感想～ (Aさん)

かわいい。大好き。馬は暖かいし、側にいるだけでうれしくなる。ホッとする。世話をする事も気にならない。糞や体の汚れも気にならない。ブラッシングをしていると、気持ちよさそうな馬の気持ちが伝わってきて、大好き。

## (2) 家庭訪問支援

- ・センターに来所した保護者や本人に家庭訪問支援の説明を行い、了承が得られた家庭を訪問。
- ・訪問できた3家庭のうち2家庭の子どもが、学校への復帰や進路実現に向けて行動し始める等の変化が見られてきている。

## (3) フリースクールとの連携

- ・フリースクールを利用する子どもの情報をセンターが共有し、本人や保護者の様子や支援の取り組みについて意見交換を行ってきた。
- ・保護者も本人も困り果てていることに心から寄り添うこと。どのような支援が必要かの決定権は本人にあり大人の考えや枠にあてはめないことなど確認できた。

## 3 課題

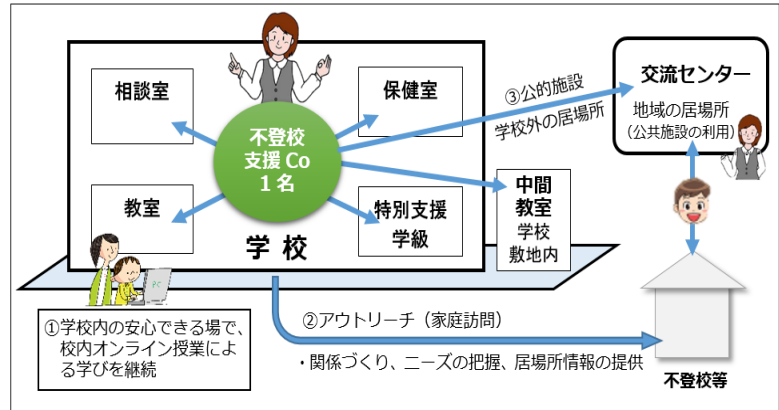
- ・体験活動は、利用する児童生徒がいない場合でも、連携を継続しておく必要がある。(継続性)
- ・本人の「やってみようかな！」の気持ちを生じさせる工夫が必要。(決定権の保証)
- ・受入事業所には、不登校の子供を共に支えるパートナーとしての意識を共有したい。(信頼の連続性)
- ・アウトリーチは、訪問する家庭状況の正確な把握は不可欠となる。事前に本人・保護者との共通理解や思いが繋がった関係づくりが重要。
- ・ICTを活用した学習支援は、家庭の通信環境整備や保護者の協力、学校との詳細な準備が必要。

## 【千曲市】

【注】 Co: 不登校支援コーディネーター

## 1 多様な学びの支援の仕組みづくり（概要）

- ① 学校に配置した Co が、不登校児童生徒が登校時に安心できる校内の居場所を提供し、オンライン授業等で学習の機会を確保。
- ② 学校や中間教室の利用が難しい子どものニーズを把握し、学校外の居場所の情報を提供。
- ③ 教育委員会が準備した公的施設に Co が訪問し、不登校の子どもの学びをコーディネート。



## 2 取組内容

## (1) 生徒・保護者との信頼関係の構築

- ・不登校支援 Co は、生徒・保護者との信頼関係を築くことを第一に、登校した際に個別の支援を行うことで、本人のペースにあわせた支援を心がけた。
- ・担任や保護者と相談しながら、登校へ向けてのきっかけ作りや生活のリズム作りなどをめざして定期的な家庭訪問を実施。本人に会うことができないことが多かったが、訪問した際に家の人（祖父母等）と話す機会が増えて、新たな支援の視点の獲得や関係作りにつながった。

## (2) 学校外の公的施設での学習支援

- ・欠席が続き遅れてしまった学習を取りもどしたいと願う生徒に対し、一般利用ができる公的施設において、学習支援を行った。
- ・成果をあせることなく、本人の体調や気持ちを尊重しながら、受験に向けてどんな学習を行ったらよいか共に考え、本人の学習計画に寄り添いながら不登校支援 CO とともに学習を進めている。
- ・施設の方に頑張りへの励ましの声をかけてもらい、自己肯定感が高まってきている。

## (3) 体験活動の実施

- ・校内行事への参加。特別支援学級の社会見学に積極的に参加できた。
- ・不登校支援 CO による体験活動のコーディネートが難しいなか、学校に不登校支援 CO を配置したことにより教職員との連携がとりやすい利点を生かし、特別支援学級の社会見学に不登校生徒を参加させ、仲間とのふれあいや公共施設の利用の仕方など社会経験を積むことができた。

## 3 課題

- ・家庭訪問支援につなげるまでに、本人や家庭との懇談が必要であり、そのためにも担任と密に連携していく必要がある。
- ・登校した際には本人の居場所でタブレットのアプリを使って学習を進めている。オンラインでの授業の配信は十分実施可能であるが、子どもの気持ちに寄り添ってその実施について検討していく必要がある。
- ・体験活動の実施など、市内の中間教室に通う児童生徒を対象に教育委員会が中心となって実施する方法も検討したい。



# はばたき

修正案

(Vol.1)



## はじめに

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」ことのみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立していくことを目指す必要があります。

また、児童生徒によっては、休養が必要な場合や不登校の時期が自分を見つめ直す等の機会となる場合がある一方で、学業の遅れ、進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスク等が生じることにも留意する必要があります。

長野県教育委員会でも、国の動向を勘案した上で、「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」(平成30年3月)(以下、「行動指針」)を策定するとともに、教育現場においては、子どもたちの社会的な自立を支援するために「不登校への対応の手引き」(令和3年改訂版)に基づく対応を行なっているところです。

このたび、不登校児童生徒に向き合う大人(学校、家庭、民間施設など)が共通認識を持ちながら支援を行っていけるガイドの役割を果たしていくことを目的として、「不登校児童生徒の学びのサポートガイド」(通称:はばたき)を作成しました。不登校児童生徒への支援のさらなる充実を図っていくためにご活用ください。

- 1 不登校に対する理解について . . . . . p 1
- 2 支援の基本的な理念 . . . . . p 1
- 3 不登校児童生徒数及び学校外での支援の状況について . . . . . p 2
- 4 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例 . . . . . p 3
- 5 学校における不登校児童生徒の学習意欲や社会的自立に向けた支援の在り方 . . . p 5
- 6 支援に関する情報等 . . . . . p 8



しあわせ信州

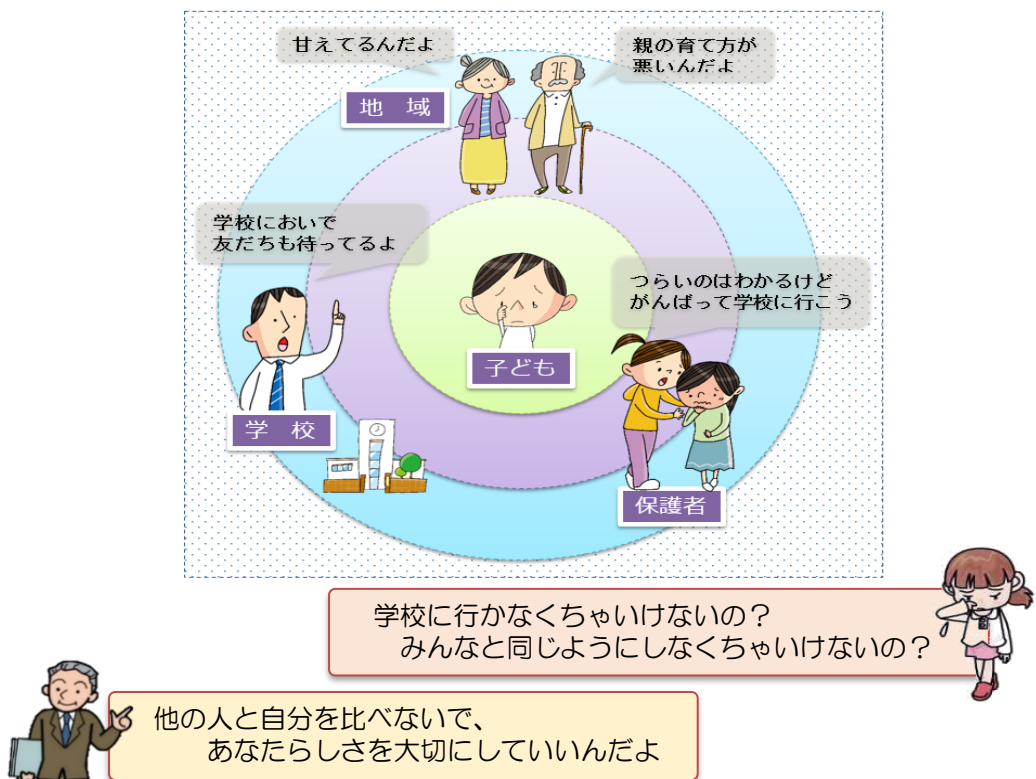
長野県・長野県教育委員会

## 1 不登校に対する理解について

現状では、不登校に対する理解が十分になされているとは言えない状況があります

不登校は、子どもからのSOSのサインであり、一人ひとり様々な背景や要因が複雑に絡まり、学校に行きたくても行くことができない状況や、学校外で学んだり家庭で休養したりすることが必要な場合もあります。このような状況の中で不登校の子どもたちは、「みんなと同じように学校に行かないといけないのかな」、「家族や学校に迷惑をかけてしまっているのかな」など、悩みや生きづらさを抱えて毎日を過ごしています。

また、保護者や家族も子どもたちの将来に対する不安を抱えたり、世間からの視線に対して辛さを感じたりしている状況もあります。



## 2 支援の基本的な理念

全ての子どもたちが「自分らしく学ぶ」ことができるよう支援します

「不登校は問題行動ではない」という認識に立ち、全ての子どもたちが、自分に合った方法で自分らしく学ぶことができるよう、子どもたちの気持ちに寄り添い、子どもたちの視点に立って支援します。

特に、学校に行きたくても行くことができない不登校の子どもたちを支援するため、学校内外に関わらず、全ての大人（学校、家庭、民間施設など）が共働して、多様な学びの機会を保障していくことが求められています。

### 3 不登校児童生徒数及び学校外での支援の状況について

#### (1) 不登校児童生徒数・千人当たりの不登校児童生徒数の状況 [単位:人]

校種		年度	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	不登校児童数		530	706	1,032	1,178	1,365
	1,000人当たりの 不登校児童数	県	4.8	6.4	9.5	11.1	13.1
		全国	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0
中学校	不登校生徒数		1,689	1,881	2,197	2,373	2,437
	1,000人当たりの 不登校生徒数	県	27.9	31.9	38.4	42.0	43.5
		全国	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9
小中不登校生徒数合計			2,219	2,587	3,229	3,551	3,802
高校	不登校生徒数		687	648	660	726	628
	1,000人当たりの 不登校生徒数	県	11.7	11.1	11.5	12.9	11.5
		全国	14.6	15.1	16.3	15.8	13.9

(注) 令和2年度調査対象校：県内国公私立・小中高等学校(通信制含まない) 674校

(注) 数値：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省より

#### (2) 教育支援センター（中間教室）数及び通室児童生徒数

	H28	H29	H30	R1	R2
教育支援センター（か所）	66	64	64	64	65
小学生（人）	95	93	136	185	189
中学生（人）	328	330	328	403	374

(注) 教育支援センターは不登校児童生徒等に対する指導を行うために、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として市町村が設置したもの。

(注) 数値：長野県調査「教育支援センター（中間教室）状況調査」より

#### (3) 利用したフリースクール等民間施設数及び利用児童生徒数

	H28	H29	H30	R1	R2
利用した施設数（か所）	26	23	45	44	69
小学生（人）	64	55	78	104	140
中学生（人）	44	39	58	62	115

(注) フリースクール等民間施設は、NPO 団体、保護者によるボランティア組織、塾などによる営利を目的とした施設など多様な団体がある。

(注) 数値：長野県調査「民間施設等への通室状況報告書」より

#### (4) 自宅における ICT 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

[単位:人]

	R1	R2
小学生	44	69
中学生	166	255

(注) 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省通知）に基づいた指導要録上出席扱いとした児童生徒数の実人数。

(注) 数値：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省より

※ ICT 等を活用した学習活動（例）

- ・民間業者が提供する I T 教材を活用した学習
- ・ICT 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習 等
- ・インターネットのほか、郵送や電子メール、FAX などを活用して提供されるものも含まれる。

- 不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の中には、学校外の施設等で相談・指導を受けている子どももいます。
- 不登校児童生徒の多様な学びを支援していく必要があります。
  - ▶ 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例 → 4
  - ▶ 児童生徒の状況に応じて柔軟に判断した例 → 5(2)

## 4 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例

県と県教育委員会では、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援をさらに進めていくために、「不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業」(R3・4)により市町村における不登校児童生徒の多様な学びの機会を保障する仕組みづくりを進めています。

実際に市町村で進んでいる仕組みづくりのポイントと事例(概要)を紹介します。

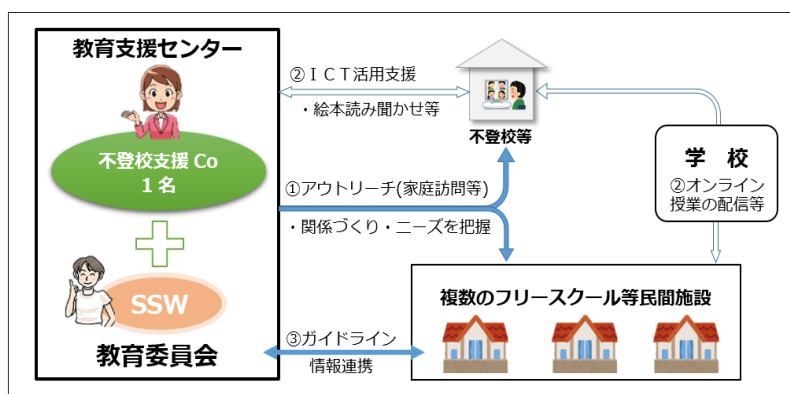
### 👉 不登校支援コーディネーター(Co)を活用した仕組みづくりのポイント

- Coを配置し、学校だけでは支援が難しい子どもに寄り添い、その子に合った学びをコーディネートする。
  - ・ Coは、支援を必要としているにもかかわらず、支援が受けられていない子どもにアプローチ
  - ・ ICT等による学習や地域資源を活用した体験等、子どものニーズに合った学びを企画・提案
  - ・ 個々の状況に応じた継続支援となるよう、家庭・学校・教育委員会・民間等が支援情報を共有

### 事例1 不登校支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカー(SSW)との連携

- ① 教育支援センターに配置した不登校支援コーディネーターとSSWとが連携してアウトリーチ支援で家庭との関係を深め、不登校の子どもや保護者のニーズを把握。
- ② 一人一台端末等を活用して、子どものニーズに合わせた支援をコーディネート。
- ③ 教育委員会は、不登校の子どもが利用している地域の民間施設等と連携を図るためのガイドラインを作成し、定期的に情報を共有。

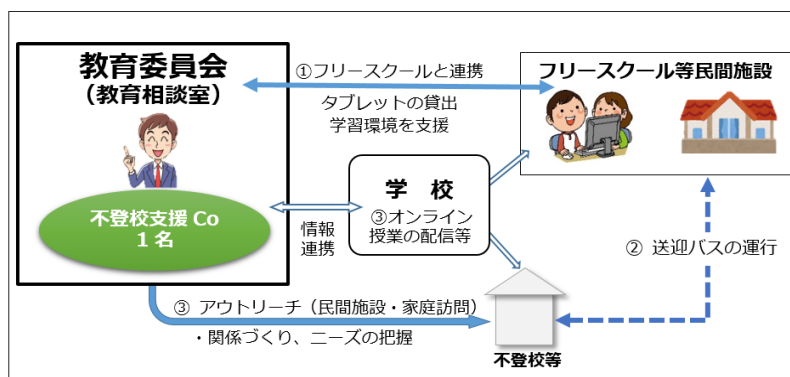
- ☺ SSWの福祉的家庭支援と合わせて、子どもの学習等のコーディネートが可能。
- ☺ 地域の様々な民間施設を利用する子どもの情報を定期的に共有できる。



### 事例2 フリースクール等民間施設と連携した支援体制の構築

- ① 教育委員会が地域のフリースクールと連携し、タブレットの貸出など、利用する不登校の子どもたちの学習環境をサポート。
- ② 教育委員会がフリースクールを利用する不登校児童生徒の送迎サービスを実施。
- ③ 教育委員会(相談室)に配置した不登校支援コーディネーターが、家庭やフリースクールを訪問して不登校の子どもたちの状況を把握し、ニーズに合った学びをコーディネート。

- ☺ 送迎サービスの実施により、家庭の負担を軽減。遠方の子どものも利用できる。
- ☺ フリースクールと学校・教育委員会の連携により、子どもの詳細な情報の共有が可能。

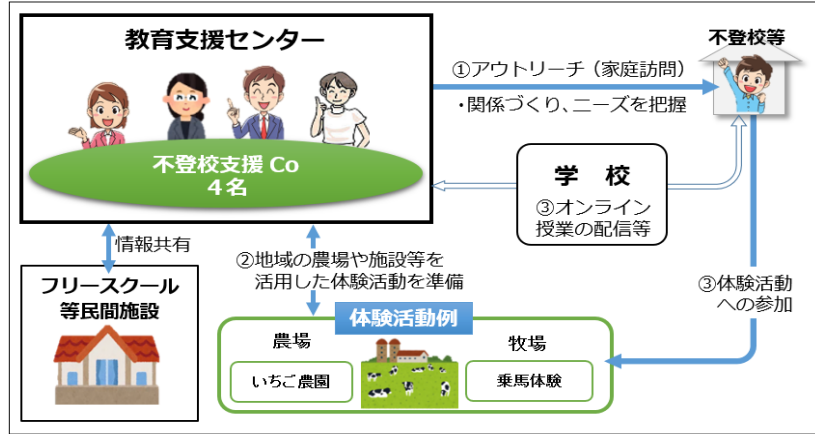




### 事例3 地域資源を活用した多様な学びの仕組みづくり

- ① 教育支援センターに配置した複数の不登校支援コーディネーターが、家庭訪問等により不登校の子どものニーズを把握。体験活動への参加についても提案。
- ② 教育委員会は、地域資源(農場・牧場・企業等)を活用した体験等の連携支援体制を構築。
- ③ 不登校支援コーディネーターは、体験活動の様子を学校や家庭と共有。教科等の学習のニーズには、教育支援センターでの個別学習支援や学校と連携したICT等活用した学びをコーディネート。

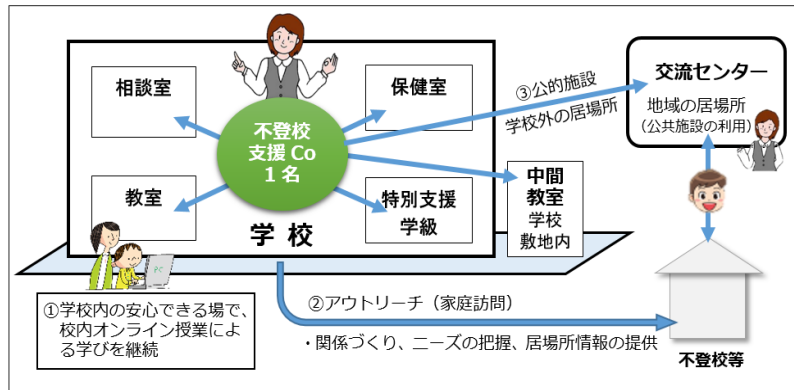
- ☺ 体験活動への参加をきっかけに、引きこもり傾向が解消されるケースもある。
- ☺ 複数の不登校支援コーディネーターの配置により、家庭訪問等の対応が柔軟に実施できる。



### 事例4 不登校の子どもの状況やニーズに応じた学びの環境づくり

- ① 学校に配置した不登校支援コーディネーターが、不登校児童生徒が登校時に安心できる校内の居場所を提供し、オンライン授業等で学習の機会を確保。
- ② 学校や中間教室の利用が難しい子どものニーズを把握し、学校外の居場所の情報を提供。
- ③ 教育委員会が準備した公的施設に不登校支援コーディネーターが訪問し、不登校の子どもの学びをコーディネート。

- ☺ 学校内外の居場所の提供により、子どもが主体的に居場所を選択できる。
- ☺ 学校に不登校支援コーディネーターを配置したことで教職員との連携が促進。



### Topic

県内外で、学校の中に新たな居場所「フリークラス(仮称)」づくりの取組はじまる  
 学校の中に、「学級」でもなく「相談室」でもない第三の居場所を用意し、「集団に馴染めない」「教室での授業が苦手」などの児童生徒が、自分のペースで学ぶことができるように支援する、新しい取組も始まっています。

< 県内の取組事例 >

- ・A中学校では、不登校傾向や日々の学校生活で困り感のある生徒の学びを保障するため、「校内フリースクールF組」を開設。タブレットも活用し生徒の学びを個別最適化する学習環境づくりに取り組んでいる。

< 他県等での取組事例 >

- ・学校を休みがちな児童生徒が過ごすための新たな居場所を校内に設置。教室復帰を促すことはせず、教員の出前授業等で一人一人に合った学習を行うなど、学校全体で支援している。

## 5 学校による不登校児童生徒の学習支援や社会的自立に向けた支援の在り方

不登校児童生徒が、学校外の場において学習活動や体験活動等を行っている場合、丁寧に状況を把握し、児童生徒や保護者等とコミュニケーションをとっていくことは、児童生徒の学習意欲に応え、社会的自立を支援していく取組の第一歩となります。

その際、出席扱いの判断や学習等の成果を評価に反映することについては、文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」(R1)の別記1、別記2により、学校長がその校務をつかさどることとされています。

文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)令和元年10月25日

(別記1)

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(別記2)

「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

(注) 通知の詳細は、本ガイド「6 支援に関する情報等」を参照のこと

### (1) 基本的な考え方

校長が出席扱いの判断や学習等の成果を評価に反映する際には、「不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断していく」ことを第一義と考えるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた柔軟な判断をしていくことが必要です。

このことは、児童生徒の自己肯定感を高め、社会的自立を支援することにつながります。

また、指導要録には、次年度以降の児童生徒の指導・支援の改善に生かすという観点に立った適切な記載を行うことが重要です。

### (2) 児童生徒の状況に応じて柔軟に判断した例 (Case 1～7)

県内の実践事例をもとに、学校や個人が特定されないよう一部加工しています。

#### Case1

保護者と連絡を取ることが難しく直接会うことができなかったが、祖父母との関係づくりを深め、協力関係を築いた例

- ・民間施設に通う子どもの保護者は、仕事の関係からしばらく海外に出ている。
- ・学校は、スクールソーシャルワーカー (SSW) と連携して同居する祖父母との関係づくりを深め、保護者と電話での連絡ができるようになった。
- ・学校は、「支援シート」を作成し、保護者に郵送することで支援の方針を共有した。
- ・祖父母が毎月、民間施設からの情報と家庭での様子等を記入した「支援シート」を保護者に郵送して情報共有していることから、出席扱いと判断した。



Point

・保護者との連携が難しいケースでも、様々な工夫で家庭での協力関係の構築を図り、児童生徒の努力を適切に判断する。

## Case 2

校長が民間施設に積極的に連絡し、その情報をもとに市町村教育委員会と連携して出席扱いの判断を行った例

- ・校長は、電話で民間施設と連絡を取り、利用している子どもの様子を聞き取るとともに、月1回「通室日数」や「日課表」等の報告書の提出を求めるなど、情報共有の方法を確認した。また、担任から保護者の考えや家庭での様子などの情報も聞き取った。
- ・校長は、教育委員会と相談して、民間施設の方針や取組が国のガイドラインに沿っていること、利用している子どもが前向きに活動していること、保護者もこの活動を応援していることから、出席扱いと判断した。



Point

・施設等の利用だけをもって出席扱いと判断するものではなく、不登校児童生徒一人一人の状況を適切に把握し、その努力を積極的に判断する。

## Case 3

市町村教育委員会が、民間施設の利用についてのガイドラインを策定したことで、出席扱いの判断がしやすくなった例

- ・教育委員会は、市町村内外の複数の民間施設を利用している子どもたちがいることから、民間施設の代表者との協議を通じて、ガイドラインの策定を行った。
- ・ガイドラインには、学校や民間施設の支援の役割や子どもの様子を定期的に報告する方法等の目安を設けたことで、情報がスムーズに共有されるようになった。
- ・校長は、担任が保護者と定期的に連絡が取れていることや、民間施設から活動報告を定期的に受けることができるようになったことから、出席扱いの判断がしやすくなった。



Point

・民間施設との連絡は、学校が積極的に行うなどが考えられるが、市町村教育委員会がガイドラインを策定することで判断等がより円滑になる。

## Case 4

施設での学習活動の内容は学校の教育課程に直接合う内容ではなかったが、出席扱いとして判断した例

- ・休養が必要と思われる子どもの保護者から、施設での利用日数を「出席」として扱ってほしいという相談があった。
- ・校長は、施設の見学と保護者との面談を通じて、当面は施設の支援プログラムにより子どもの様子を見守ることとした。
- ・施設では子どもが好きな絵を描くなど、安心した表情で過ごしていることがわかり、出席扱いとした。また、指導要録の記載に関して、施設での活動や子どもの表情の変化など、意欲を高める記述等をするよう担任に説明を行った。



Point

・施設の支援プログラムは、学校の教育課程と直接関係しない場合もあり成績の評価は現時点では困難だが、子どもや保護者の思いを受け止め、出席扱いの判断や指導要録への記載は可能。

## Case 5

民間業者のネットスクールを利用している不登校の子どもの出席扱いについて、業者が提供する学習報告書をもとに、保護者と情報共有しながら出席扱いとした例

- ・家庭に引きこもりがちな子どもが、時々、自宅で民間業者のネットスクールを利用していたが、担任はその内容までは共有していなかった。
- ・校長は、保護者からの学校での学習支援の希望を踏まえて、ネット学習の報告書を毎月共有することと放課後登校を提案し、了承を得た。
- ・担任は、子どもと保護者が放課後登校した際に、ネットスクールの学習報告書を確認し、その学習内容を踏まえて、可能な教科で学校の単元テストを行うなどの個別指導を行った。
- ・ネットスクールの利用は不定期だったが、担任と保護者が連絡を取り合って継続した取組となっていることから、ネットスクールでの学習と放課後学習の日を出席扱いとした。



・児童生徒の状況に応じて、対面指導はオンラインで定期的かつ継続的に行うなどの方法も考えられる。

## Case 6

教室の授業に自宅でオンライン参加した不登校の子どもの出席扱いとした例

- ・校長は、心身の不調により欠席している子どもに、学習の遅れが生じないように一人一台端末タブレットを活用したオンラインによる授業参加を提案した。
- ・保護者と担任で時間割を作成。本人はオンラインでも人の目がとても気になることから、黒板画面を中心とした動画配信をした。また、授業にオンライン参加した後は、教科担任等がオンラインで学習の振り返りをするなどの対面指導を行った。
- ・校長は、子どもの1年間の様子からオンラインによる授業参加を出席扱いと判断した。



・自宅においてICT等を活用して民間業者等が提供する学習活動を行った場合、学校と家庭が業者の報告書等の記録を丁寧に共有していくことが重要。

## Case 7

自宅でWeb教材に興味を持った不登校の子どもの、担任が計画的なプログラムを提案し出席扱いとした例

- ・担任は不登校児童の保護者から、動画配信システム（YouTube など）の動画学習に興味をもっていることを聞いた。
- ・校長は担任に、家庭訪問等で子どもの興味関心を把握しながら、関連動画を時間割にしてはどうかと提案した。
- ・担任は、YouTube だけでなく、教育サイトの教材も取り入れるなど、子どもの学力に沿うような動画を中心とした学習の時間割を作成し、子どもと保護者に提案した。
- ・保護者が時間割表に記録を記入し担任と共有していることから、出席扱いと判断した。



・ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など事前の指導を行い、保護者にも活用状況の把握などの協力を得ることが重要。



## 6 支援に関する情報等

### ○フリースクール等民間施設の紹介

長野県ホームページ

#### 「子ども・若者支援団体交流サイト となりんぐ信州」

このサイトでは、支援を必要とされる皆さまが活用できるひとつの情報源として、支援に取り組む団体や行政機関等の情報を掲載しています。

長野県内の各地で子ども・若者支援に取り組んでいる皆さまがつながり、必要な連携を図っていただけるよう団体等の活動に関する情報を発信しています。

URL : <http://www.jiedai.pref.nagano.lg.jp/>

QRコード



### ○不登校等悩みの相談窓口の紹介

長野県ホームページ

#### 「学校生活相談センター・子ども支援センター・相談窓口一覧」

いじめ・不登校をはじめとする、学校生活に関わる様々な悩みについて、子どもや保護者からの相談に応じています。

相談窓口一覧「ひとりで なやまないで」には、様々な相談先を掲載しています。

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/sodan.html>

QRコード



### ○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等

文部科学省  
ホームページ

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」平成 28 年 12 月 22 日

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（通知）」平成 29 年 2 月 16 日

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）」平成 29 年 4 月 4 日

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397799.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397799.htm)

QRコード



## ○不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いについて（文部科学省）

文部科学省  
ホームページ

### 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（通知） 令和元年 10 月 25 日 （別記 1）

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

### （別記 2）

「不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

### （別紙）

「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」

### （別添 1・2）

「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」「シート作成と活用について」

### （別添 3）

「民間施設についてのガイドライン（試案）」

URL : [https://www.mext.go.jp/content/1422155\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)

QRコード



## ○不登校児童生徒への支援に関する指針について（長野県教育委員会）

長野県ホームページ

### 「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針～児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立するための支援を目指して～」

平成 30 年 3 月

URL : [https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/futoko\\_shishin.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/futoko_shishin.pdf)

QRコード



### 「不登校への支援について考える～子どもたちの社会的な自立を支援するために～」

（不登校への対応の手引き 改訂版）令和 3 年

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/r3tebiki.pdf>

QRコード

